

学校におけるアレルギー疾患の対応について

北 区 立 十 条 小 学 校
北 区 教 育 委 員 会

アレルギー疾患のあるお子さんの学校生活をより安心して安全なものとするために、北区では「学校アレルギー疾患に対する取組ガイドライン」に基づき以下の対応をしています。

1. 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づき対応します。
2. 学校給食における「食物アレルギー」対応については、以下の考え方で行います。
 - ①学校給食は原則、原因食物の除去食で対応します。
 - ②主治医により食物アレルギーと診断され、学校給食等での配慮・管理が必要とされる児童・生徒が対象です。
 - ③実施の決定は、学校長が行います。給食で著しく栄養価が不足するなどの時は、お弁当の持参をお願いすることがあります。

学校はお子さんのアレルギー疾患について詳しい情報を把握する必要があります。
学校生活において特に配慮や管理が必要な児童・生徒の保護者の方は、入学予定の学校へお申し出ください。下記の通り手続きを進めていきます。

- ①学校での配慮・管理が必要であることを学校に申し出てください。
- ②学校から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等必要書類を受け取ってください。
- ③主治医に必要な配慮等を、「学校生活管理指導表」に記入してもらい、その他必要書類とともに学校に提出してください。この時の文書料（診断書料）は保護者の負担です。
- ④「学校生活管理指導表」を基に、学校と保護者とで学校生活における対応を検討、確認します。（必要に応じて、さらに詳しい情報の提供をお願いすることがあります。）

※「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、対応を希望されない場合でも、必要と思われる場合は、提出をお願いすることがあります。

◇上記対応は給食開始前に個別面談等を行い、決めなければいけません。
すみやかに申し出てください。「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等必要書類をお渡しします。

◇上記対応は原則1年間で更新、病状等変化時にも更新となります。